

コロナ禍のイギリス事情

【編集委員会からの質問回答 その2】2021年1月25日

関屋 宏彦*

Q1：外出禁止や営業時間制限等の規定はどのようになっているのでしょうか。日本ではロックダウン的な個人の行動に制約をかけることはかなり難しく、要請とせざるを得ないですが、貴国ではどのようになっているのでしょうか。

A1：イギリス政府は、2020年3月下旬に、全国を対象に第一次ロックダウンを開始した時点で感染抑止の観点から私権の制限をどのように行うか、検討を行い、法的な規制のない政府によるガイダンス（ソーシャルディスタンス等）の他、“ロックダウン法”（the Lockdown Laws）として総称される法体系を定めた。政府は、その対象は次のように大別している。

- 1) 人々の移動制限（Movement-Staying home）
- 2) 大規模集会の制限（Social gathering ban）
- 3) ビジネスの制限（現在、料飲・バー、一般商店は、宅配サービスを除き営業禁止）
- 4) その他：a. フェイス・カヴァー義務、b. 陽性反応者とその接触者の自己隔離等、c. 特定感染国からの入国者の管理

以上の“ロックダウン法”の実施については、“民間緊急事態法”（Civil Contingencies Act 2004）を根拠とせず、公衆衛生・疾病管理を委任しているイギリスの4つのNationsに権限移譲し、それぞれが法令を定めている。イングランドでは、2020年3月に定めた“コロナウイルス法”（Coronavirus Act 2020）及び既存の“公衆衛生（疾病管理）法”（Public Health [Control of Disease] Act）を根拠法として、実施規則を定め、規制の実施と緩和の変遷に応じて、改訂されている。

Q2：外出禁止や営業時間制限等に反した場合にどのような事態が生ずるのでしょうか。アメリカでは警察が一般市民を棍棒で叩く等の行為が報じられていますが、貴国ではいかがでしょうか。刑事罰や科料等があり得るのでしょうか。

A2：イングランドには、“Fixed Penalty Notice”（FPN）と称される「罰金を支払うことにより犯罪訴追手続きを免除される制度」があり、“ロックダウン法”の違反にも適用されている。

前記の1)、2)、3)についてのイングランドの罰則規定は下表の通りで、地方自治体および警察が違反の摘発を行う（1ポンド=140~150円）。

下表の2)の罰金が多額なのは、感染リスクが高いため、との説明がなされているが、他の罰則との公平性について議論がある。

警察等による罰則規定の執行においては、「四段階アプローチ」（four-phase approach - engage, explain, encourage, enforce）がとられ、その執行は最後の手段とされている。イングランドでは、2020年3月以降12月21日現在、累計29千件以上のFPNが科された。12月下旬以降、感染が急拡大し、首相・担当大臣が定例会見で医療体制の危機を頻繁に訴えるのを受け、イングランド警察は監視と摘発を強めている。

違反の対象	最初の違反	その後の違反	上限
1) 人々の移動および集まりの制限	£ 200 (2週間以内に支払えば半額)	再犯毎に倍増	6回以上の違反： £ 6,400
2) 不法な大規模集会等の制限	£ 10,000	£ 10,000	£ 10,000
3) ビジネスの制限	£ 1,000	2,3回目：倍増	4回目以降：£ 10,000

* 在ロンドン、公益財団法人都市化研究公室 監事